**マイクロバス利用のきまり確認同意書**

* **必ずご確認の上、確認したものは□に✓をしてください。**
* **使用者は、交通事故等を起こした場合において、市が加入している自動車保険で補填されない部分については、使用者の責任において、被害者及び市に対し損害を賠償する。**
* **使用者は、交通事故以外でバスを損傷し、又は滅失した場合は、使用者の責任において現状に回復し、又は市に対し損害を賠償する。**
* もし事故が発生した場合は、事故対応マニュアル(運転席右側ファイル)を確認の上、必ず警察官立ち合いの下で事故処理を行うとともに、観光スポーツ振興課（電話：９２３－３４７５）に連絡して下さい。※ドライブレコーダーを搭載しています。

　 ※運転手はバスの運行中に事故に関与した場合は、道路交通法に基づく交通事故の場合の処置等を行い、自動車安全運転センターより「交通事故証明書」の交付を受けること。

* マイクロバスの定員数は運転手を含め２５名(12歳未満含む)です。定員数を守って乗車して下さい。
* マイクロバス利用時は、使用前・使用後の点検（マイクロバス運行点検表参照）を行い、運行日誌・点検表はもれなく記入を行って下さい。

※特に車体のキズのチェックは**必ず**行い、「マイクロバス　キズ・破損個所　確認一覧表」と比較の上、それ以外の傷があった場合は、点検表に記入下さい。

* 利用後は燃料**(軽油)**を満タンにして、**車内の清掃**をして返却して下さい。
* マイクロバスの忘れ物は、2週間保管の後処分します。
* 台風等で暴風警報が発令、または影響が予測される場合は、バスの使用はできません。
* 故障等により、マイクロバスの使用が出来なくなった場合、使用申請者への損害等が発生しても沖縄市は一切の責任は負いません。
* 許可を受けた目的以外での使用、または他者への転貸など使用要綱等の違反行為が確認された場合は、次回からの利用に制限がかかる場合があります。ご注意ください。
* 運転者が免許停止等の処分を受けていません。

**以上の内容を順守し利用することを同意します。**

記入日　　　　　　年　　月　　日　　使用日　　　　　　年　　月　　日

団体名　　　　　　　　　　　　　　　確認者(署名)

※鍵の受取及び返却は

①平日(月～金)の8:30～17:15は、観光スポーツ振興課（沖縄市役所２階）

②土曜日又は日曜日に利用する団体については、利用日の前後3日以内に上記①の時間に受取・返却が可能です。